

平成 23 年 6 月 30 日

**退職給付専門委員会  
ディスカッション・ポイント**

**1. これまでの検討経緯**

- 昨年 3 月に公開草案「退職給付に関する会計基準（案）」及び同適用指針（案）を公表し、その後、専門委員会においてコメントの対応を検討してきた。
- 昨年 10 月の第 210 回委員会において、本プロジェクトは 2 ステップ・アプローチを採用し、ステップ 1 の最終基準化を進めることの意味確認を行った。基準の内容については、今後、さらに審議を行って詰めていくこととされた。
- 前回までの委員会では、未認識項目の一括負債計上の単体への適用について検討を行っている。
- 本日は、適用時期について審議頂きたい。

**2. ディスカッション・ポイント**

**(1)未認識項目の一括負債計上**

強制適用

公開草案	検討の方向性
平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末（＝平成 24 年 3 月末）から。	A 案：平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 24 年 6 月第 1 四半期）から。 B 案：平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末（＝平成 25 年 3 月末）から。

早期適用

公開草案	検討の方向性
平成 23 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の年度末から。	1 案：平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の年度末から。 2 案：平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 24 年 6 月第 1 四半期）から。

**(2)退職給付債務及び勤務費用の計算方法**

強制適用

公開草案	検討の方向性
平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の	a 案：平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業

<p>期首（ = 平成 24 年 6 月第 1 四半期 ） から。</p>	<p>年度の期首（ = 平成 25 年 6 月第 1 四半期 ） から。ただし、当該期からの適用が困難と認められる会社については、所定の注記を条件に、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（ = 平成 26 年 6 月第 1 四半期 ） から<b>も認める。</b></p> <p>b 案：平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（ = 平成 26 年 6 月第 1 四半期 ） から。</p>
---------------------------------------	--

早期適用

公開草案	検討の方向性
<p>平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の期首から。</p>	<p><b>案：平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（ = 平成 24 年 6 月第 1 四半期 ） から。</b></p> <p>案：（ 強制適用が a 案の場合 ） 認めない。 （ 強制適用が b 案の場合 ） 平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（ = 平成 25 年 6 月第 1 四半期 ） から。</p>

(3)注記の拡充

・ 強制適用

公開草案	検討の方向性
<p>平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末（ = 平成 24 年 3 月末 ） から。</p>	<p><b>平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末（ = 平成 25 年 3 月末 ） から。</b></p>

以 上